

平成16年3月 登録試験

[No.46] 「道路運送車両法」に照らし、自動車分解整備事業の種類及び対象車種に関する記述として、適切なものは次のうちどれか。

- (1) 大型自動車分解整備事業(大型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車分解整備事業)
- (2) 普通自動車分解整備事業(普通自動車、小型自動車及び小型特殊自動車を対象とする自動車分解整備事業)
- (3) 小型自動車分解整備事業(小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業)
- (4) 軽自動車分解整備事業(二輪の小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業)